

第3章 計画を推進するための重点施策

1 推進体制の整備

- ◆ 定期的に計画の進捗状況を把握するために、関係部局による推進体制を整備し、必要に応じて施策や事業の再検討・調整を行います。
- ◆ 読書支援活動ボランティアや、地域で子どもの読書支援活動を行う人々、子育て関連施設、学校などの子どもの読書支援活動にかかわる施設にとって、図書館が相談・支援センターとしての役割が果たせるよう取り組みます。
- ◆ 区レベルで、図書館、学校、子どもの読書活動推進にかかわる関係機関、読書支援活動ボランティア等で構成する「子どもの読書活動推進連絡会(仮称)」を設置し、市民参加による推進体制を整備します。

2 普及・啓発活動の推進

- ◆ 「子ども読書の日記念事業」を実施し、ポスターやチラシに「子ども読書の日」について掲載するなど、周知を図ります。また、子どもの読書支援活動について、「いちよ並木」をはじめ身近な広報媒体への情報提供の拡充、図書館のホームページ上でコンテンツを豊富にするなど、さまざまな機会を活用し、子どもの読書に対する市民の理解・関心が高まるよう努めます。
- ◆ 子どもの読書支援の活動をするボランティアに対する表彰のしくみをつくり、蓄積された支援活動の成果を広く紹介するよう努めます。

3 家庭、地域、図書館、学校における子どもの読書活動の推進

- ◆ 乳幼児健康診査等において、ブックスタート事業の効果を高め、乳幼児と保護者が絵本にふれあう機会が増えるよう、対象年齢にあわせた推薦図書リストの配布や、ホームページ上に子育てに役立つ本や推薦絵本等をブックリストとして公開するなど、情報提供を拡充し継続的な働きかけに努めます。
- ◆ 子どもの身近な施設で、施設の特色を生かしながら子どもの読書を支援するとともに、各施設や子育て支援グループと図書館との間でネットワークづくりに取り組み、子どもの読書支援活動に対する理解を深めます。
- ◆ 各図書館ごとに子どもの読書活動推進にかかわる重点事業計画を立て、蔵書の充実や読書の楽しさを体験する機会の拡充等に取り組みます。また、すべての図書館で定期的に乳幼児向けのプログラム実施に取り組むなど、乳幼児と保護者に対するサービスを拡充します。
- ◆ 学校図書館の蔵書の充実と、読書指導をはじめ読書に親しむ機会の充実に努めます。また、本計画の理解を深めるため、司書教諭をはじめ教職員を対象とした研修を実施します。

4 連携による子どもの読書活動の推進

- ◆ 保健福祉センター、地域子育て支援センター等子育て関連施設と図書館が連携し、絵本を媒介とした親子のふれあいを深め、乳幼児期の読書環境が豊かなものとなるよう努めます。
- ◆ 図書館と保育所、幼稚園が連携して実施している幼児期読書環境整備事業について、さらに対象施設の拡充を検討し、乳幼児と保護者が身近に絵本に親しめる環境づくりに努めます。
- ◆ 子どもたちが、学校図書館、市立図書館の資料を活用し、調べ学習など主体的・意欲的な学習に取り組むことができるよう、学校図書館への支援体制を整備し、学校と図書館の連携モデル事業等の研究を進めます。
- ◆ 地域、図書館、学校との連携によって学校図書館の活性化を図るため、読書支援活動ボランティアを育成し、子どもがより読書に親しめる環境づくりに努めます。また、「はぐくみネット」で実施している読書支援活動の充実、拡充を支援します。
- ◆ 子どもの読書にかかわるさまざまな施設が連携・協力しながら、子どもの読書活動を豊かにできるよう、地域図書館が積極的な情報収集・提供に努め、地域の子どもの読書活動の相談・支援センターとしての役割を果たします。

(頁)

1 (注1) 市政モニター調査『教育・読書活動について』

市政に関する市民の意見や意識などを組織的・体系的な方法で把握し、その結果を今後の施策立案等の基礎資料とするために行っているアンケート調査。平成16年11月『教育・読書活動について』をテーマとしたアンケート調査を市政モニター600人に郵送し、562人から回答があった。(回答率 93.7%)

1 (注2) 「第50回学校読書調査」

昭和29年に学校図書館法が施行されたのを機に、子どもたちの読書傾向を調べるために始まった全国規模の読書調査。全国学校図書館協議会の協力を得て、毎日新聞社が毎年実施している。

4 (注3) ブックスタート事業

ブックスタートは平成4年に英国で始まり、日本には平成12年(「子ども読書年」)に「子ども読書年」推進会議によって紹介された。平成13年4月にブックスタート支援センターが発足し(現在は、特定非営利活動法人 ブックスタート へ組織名称を変更)、本格的に事業が始まった。

5 (注4) 子育て支援施設

保育所、幼稚園、市立保育所内に設置された地域子育て支援センター、各区の保健福祉センター、ファミリーサポートセンターなど。

5 (注5) 地域子育てサロン

乳幼児とその保護者を対象に、定期的に地域集会所などで社会福祉協議会や民生委員・地域のボランティアなどが中心になって、自由遊びや地域交流、情報交換の場として運営されている。

7 (注6) 「子ども読書の日」

「子どもの読書活動推進に関する法律」のなかで、4月23日が「子ども読書の日」と定められた。これは、シェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日をユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言していることなどにちなんだものである。

8 (注7) イラストコンテスト

若い世代の図書館への関心を高めるため、図書館をテーマとしたイラストを募集し、利用者の投票、審査委員会による審査を行っている。平成15年度から中央図書館で実施。

8 (注8) さわる絵本

視覚に障害のある子どものために、絵の部分を手で触ってわかるように立体化した絵本。文章は、大きく書いた墨字と点字を併記している。布やビニール、合皮など本物に近い材料を選び、形、手ざわりともできるだけ実物に近づけるように工夫されている。

8 (注9) 点訳絵本

絵本に、透明シートに書いた点字と絵の説明や絵の形に切り取った透明シートを貼ったもの。視覚障害の有無にかかわらず、同じ絵本を楽しむことができる。

8 (注10) 布の絵本

布などを使って製作された絵本。肢体障害や知的障害のある子どもが、ボタンをかけたリ、ヒモを結んだり、ほどいたりというように、絵を動かして楽しめる。手や指の機能訓練や思考の訓練になるともいわれている。

8 (注11) 対面朗読

中央図書館などにある専用の朗読室で、視覚障害により文字を読むことが困難な人に対し、要望に応じて対面朗読の協力者が資料を読むサービスを行っている。

8 (注12) 院内学級

けが、病気等の理由により通学できなくなった児童、生徒の学力を保証するため特定の病院内に院内学級を設置し、指導にあたっている。

8 (注13) ストーリーテリング

おはなし(物語)を語って聞かせること。耳から聞く言葉を通して物語のイメージを描くことで想像力を豊かにするとともに、言葉の美しさやリズムの楽しさが体験できる。

8 (注14) 「こどものほんだな」

図書館が発行している小冊子で、新刊図書から子どもたちに薦めたい図書を選び、1年分をまとめたもの。絵本や物語などのジャンルに分け、幼児から中学生まで5段階の対象年齢別に構成している。昭和37年から毎年無料で配布。図書の選定や編集は、本市の図書館司書からなる子どもの本棚委員会が行う。

8 (注15) デイジー

Digital Accessible Information System の略称で、録音資料製作の国際標準として開発された録音形式。デジタル形式のため様々な媒体に記録できるが、主にCD-ROMにより提供されている。耐久性、収納性、検索性に優れるが、専用の再生機やパソコン用再生ソフトウェアが必要。ひとつのメディアにデイジー形式の音声データとテキストデータ、イメージ情報(画像や動画)を同期させることができる。

10 (注16) 図書館フェスティバル

秋の読書週間(10月27日～11月9日)の前後に、作家の講演会や古典芸能の公演、ボランティアのおはなし大会等、読書普及活動として図書館全館でさまざまな催しを実施。平成10年度から毎年実施しており、平成16年度の参加者は5,168人。

10 (注17) 「子どもゆめ基金」

平成13年4月、政府の出資金と民間からの寄附を原資とする基金として創設された。21世紀を担う夢を持った子どもを育てるため、民間団体が実施する自然の中でのキャンプや科学実験教室などの体験活動、絵本の読み聞かせ会などの読書活動、インターネットなどで利用可能な子ども向け教材を開発・普及する活動への助成を行っている。

11 (注18) 自動車文庫

図書館から離れた地域住民に対して図書館サービスを提供するため、自動車に図書館資料を積み、ステーション(駐車場所)で貸出や読書相談等を行う移動図書館のこと。本市では、2,900冊積載可能な自動車が2台あり、66ステーションを月に1回巡回している。

13 (注19)「学校教育指針」

各校園において「教育指導の計画」を立て、教育実践を進めるよりどころであり、また、本市教育委員会が指導・助言を行う基本となるもの。

13 (注20)「図書の時間」

各学校で、国語科の時間の一環として主に学校図書館での読書活動にあてている時間。

14 (注21) 校務分掌

各学校で、学校を運営していくための様々な仕事を、教職員が役割分担として行っている仕事。

15 (注22)「学校図書館図書標準」

学校の規模に応じ、学校図書館に整備すべき蔵書の標準を示したもの。(例えば、小学校では18学級の場合、10,360冊)

15 (注23)「幼稚園教育要領」

文部科学省の告示で、学校教育法1第77条に規定する目的を達成するため、幼稚園教育の基本や目標、教育課程の編成などを定めたもの。

15 (注24)「保育所保育指針」

厚生労働省が保育所保育の理念や保育内容、保育方法などを示し、保育所における保育の向上、充実を図るために、基本指針として作成し通達したもの。

17 (注25)「教育コミュニティ」

地域社会の共有財産である学校を核とし、地域社会の中でさまざまな人々が継続的に子どもに関わるシステムをつくり、学校教育や地域活動に参加することで子どもの健全な成長発達を促していこうとするもの。かつての地縁的コミュニティに加えて、少子・高齢化等が進む新しい時代のコミュニティとして、学校・家庭・地域社会の協働をめざすものである。

18 (注26)「いちよう並木」

大阪市教育局が発行する、生涯学習情報の専門誌。市内社会教育施設等における事業、イベント情報などをジャンル分けして市民にわかりやすく提供している。

19 (注27) パネルシアター

専用の紙(不織布)で作った絵人形を、フランネルなど毛羽立ちのよいネル布地を貼ったパネルにつけたり、移動したりしてお話をすすめるもの。多人数でおはなしを楽しむことができる。